# 水俣条約の構成と担保措置等との関係

## 水銀の一次採掘

(条約第3条3)

<u>鉱業法改正案及び</u> 新法による措置 (実態なし)

#### 環境への排出

### 大気への排出

(条約第8条)

大気汚染防止法改正案による措置

## 水・土壌への放出

(条約第9条)

水質汚濁防止法で担保済

目録作成 (条約第8条7、条約第9条6)

#### 水銀の貿易

## 水銀の輸出入

(条約第3条6,8)

外為法等による措置

## 水銀添加製 品の輸出入

(条約第4条)

外為法等による措置

#### 水銀の使用

## 水銀添加製品の製造

(条約第4条)

新法(案)による措置

### 水銀の暫定的保管

(条約第10条)

新法(案)による措置

## 製造工程における 水銀の使用

(条約第5条)

新法(案)による措置

(実態なし)

# 零細•小規模

金採掘

(条約第7条)

新法(案)による措置

廃棄

### 水銀廃棄物

(条約第11条)

< 廃棄物処理法上の 廃棄物>

<u>廃棄物処理法政省令改正</u> による措置

<廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの> 新法(案)による措置

## 汚染された場所

(条約第12条)

土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済

#### 実施計画

(条約第20条等)

新法(案)による措置

資金・資金供与の制度(条約第13条)、能力形成・技術援助等(条約第14条)、健康に関する側面(条約第16条)、情報の交換(条約第17条)、公衆のための情報・啓発及び教育(条約第18条)、研究・開発・監視(条約第19条) 等